



青森県告示第百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	調剤薬局ツルハドラッグ弘前駅前店
所 在 地	弘前市大字駅前二丁目六の二
指 定 年 月 日	令和四年三月十一日

青森県告示第百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	津軽保健生活協同組合	障害福祉サービスの種類	宿泊型自立訓練事業所	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名 称	弘前市大字野田二丁目二の一	名 称	宿泊型自立訓練事業所	名 称	令和四年三月三十一日
主たる事務所の所在地	弘前市大字野田二丁目二の一	所 在 地	弘前市大字藤代二丁目一の一	所 在 地	

青森県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨーニン検査

青森県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項又は家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している蜜蜂で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ症及び結核検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ症及び結核発生子察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で輸入後、一年以上経過した繁殖用又は搾乳用の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ症についてはエライザ法による検査、結核についてはツベルクリン検査

青森県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生子察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚熱発生子察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため
- 二 実施する区域  
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの  
四 実施の期日  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査  
青森県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
1	国道	四五四号	平川市小国川辺一一六の五から 平川市小国浅瀬石山一の九まで
変更の前後別			
後	前	敷地の幅員	敷地の延長
一四・七二メートルまで	八・二六メートルから 九・九四メートルまで	五五・九六メートル	五五・九六メートル
備考			

青森県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道四五四号	平川市小国川辺一一六の五から 平川市小国浅瀬石山一の九まで	令和四・三・二

青森県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市

計画公園事業の事業計画の変更を令和四年三月二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（三・三・十七号 館鼻公園）

三 事業施行期間

平成八年十二月十八日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

平川市尾崎浅井六の三

畑

三、九八二

二 利用権の内容

貸借権

三 利用権の始期及び存続期間

令和四年四月	利用権の始期	存続期間
二年		

四 借賃に相当する補償金の額

八万四千四百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方法務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

正 誤

令和四二一 号	発行年月日 番号
公営企業	区 分
六	ページ
下	段
前から六	行
令和四年四月一日	誤
令和四年五月一日	正

病院局管理課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円